

答申第120号
令和2年2月10日
(諮問公第138号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和元年7月16日付けで、「平成〇年（〇）第〇号行政処分取消請求事件 控訴人〇〇 被控訴人鹿児島県知事須賀龍郎 平成〇年〇月〇日付け準備書面，平成〇年〇月〇日付け準備書面，鹿児島県特殊農地保全整備事業西花岡地区換地5工区の事業費の分かる文書（1審の準備書面）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和元年8月6日付け農整第252号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和元年9月2日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日付け準備書面を不開示にしたことは変更事業計画書（平成3年1月11日付け鹿児島県告示第38号）が虚偽公文書であることを隠蔽するためである。

平成〇年〇月〇日付け準備書面には、変更事業計画書を精査した結果が記載されている。

イ 鹿児島県営特殊農地保全整備事業西花岡地区換地5工区の事業費の分かる文書を不開示にしたことは、変更事業計画書が土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3に規定する通常変更の法手続きを欠いていることを隠蔽するためである。

重大明白な違法行為を隠蔽するために不開示にしている。

ウ 平成〇年〇月〇日付け準備書面を不開示にしたのは、平成〇年（〇）第〇号換地処

分無効確認請求事件 原告 ○○ 被告 鹿児島県知事三反園訓 第5準備書面で主張したことが虚偽であることを隠蔽するためである。

エ 平成○年(○)第○号行政処分取消請求事件の係属時点においては、変更事業計画書は発見されていなかったと主張したが、平成○年○月○日付け準備書面で甲55号証として変更事業計画書は存在していた。

オ 証拠の準備書面でも個人情報を書いてなく、法律の見解だけが書かれている。

県の職員の違法行為を隠すために開示しないことは悪質であり、地方公務員法の法令遵守義務、信用失墜行為及び民法(明治29年法律第89号)第1条第2項の信義則違反に抵触する。

カ 不開示決定された文書には、控訴人○○氏の名前しか記載されておらず、個人情報には該当しない。

既に『判例土地法—土地改良法—』(株)ぎょうせい(以下「刊行物」という。)の中で、控訴人○○氏の名前は判明しているので、個人情報には該当しない。

裁判は、公開の場でなされている。

キ 最も重要なことは、鹿児島県が虚偽公文書「変更事業計画書」を作成し、公告して、法定手続きを軽微な変更でごまかし、通常変更の法手続きを欠いている事である。

不開示決定された文書には、「変更事業計画書」が虚偽公文書であることが書かれており、鹿児島県に都合が悪いからである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

対象公文書は、土地改良事業の事業主体である鹿児島県知事に対して、換地計画に対する異議申立棄却決定の取消し等を求めた裁判の際に、県が提出した準備書面である。

ア 平成○年(○)第○号行政処分取消請求事件 控訴人○○ 被控訴人鹿児島県知事
平成○年○月○日付け準備書面(本件対象公文書1)

イ 平成○年(○)第○号行政処分取消請求事件 控訴人○○ 被控訴人鹿児島県知事
平成○年○月○日付け準備書面(本件対象公文書2)

ウ 平成○年(○)第○号行政処分取消請求事件 控訴人○○ 被控訴人鹿児島県知事
平成○年○月○日付け準備書面(本件対象公文書3)

(2) 不開示決定の理由

ア 裁判に係る準備書面等は、個人の裁判に関する情報であって、特定の個人の識別することができる情報であることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

- イ 裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念から、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第91条第1項の規定により、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧請求をすることが可能である。
- ウ ただし、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能な期間は、最高裁判所の事件記録等保存規程（昭和39年12月12日）により、確定判決後原則5年間とされている。本件裁判は、確定判決後約17年が経過していることから、現時点では訴訟記録が公にされているとは判断されない状況にある。
- エ 本件裁判に係る判決文については、刊行物に原告の実名を記して掲載されている。したがって、県と原告が裁判で争った事実及び判決文の内容については、慣行として公にされている情報であると判断される。
- オ 準備書面は、口頭弁論において陳述しようとする事項を裁判所と相手方に予め予告し、法廷活動における争点・主張を整理する目的等で作成されるものであることから、当然に個別の裁判固有の情報が記載されており、全体として条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報である。
- カ また、事件名については、刊行物にも記載されており、刊行物には原告の実名が記されていることから、準備書面については特定の個人を識別することができるものに該当する。
- キ 刊行物に掲載されている判決文は、裁判提起から判決まで8年半に及ぶ第一審、控訴から判決まで2年間に及ぶ控訴審における口頭弁論、証拠調べ等を裁判官が総合的に判断した成果であり、対象公文書の準備書面に記載された内容は、判決文に反映されている部分もあれば、反映されていない部分もあり、公にされているものと公になっていない部分が入り交じっている状態である。
- ク これらを分離して一部開示とすることも困難な状況であることから、該当文書は全体として公にされているとは判断されないものである。
- ケ また、仮に判決文に反映された部分のみを分離することができたとしても、判決に反映されない情報の部分を、公にされていないことを理由に不開示情報として黒塗りした場合、判決に反映されない情報の存在を開示する結果となることから、一部分のみを開示することはできないものであると判断する。
- コ よって、準備書面は、公にされておらず、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらないことから、

条例第7条第1号ただし書きアに該当せず、また、同号ただし書きイ及びウに該当する事情も存在しない。

サ 本件対象公文書は、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することができる情報が記載されており、かつ、当該情報は同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

シ 開示文書と刊行物の判決文を照らし合わせることにより、容易に個人が特定される場所である。よって、今回の請求対象文書については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報が記載されており、かつ、当該情報は同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないとの理由により、不開示とすることが妥当である。

ス 不開示決定とすることにより対象文書の存在を認めることのみでも、「特定個人が、特定事業に関して、県との間に争訟を行った。」という情報を開示請求者に提供する結果となるものであるが、前述のとおり、本件裁判に係る判決文については、刊行物に原告の実名を記して掲載されていることから、県と特定個人の原告が裁判で争った事実及び判決文の内容については、慣行として公にされている情報であると判断される。よって、条例第10条に規定する存否応答拒否については、適用する必要はないものと判断される。

セ 判決文については、刊行物に原告の実名を記して掲載されているため、一部開示として開示した場合であっても、開示した準備書面の内容と刊行物を照らし合わせることにより、個人が特定されてしまうと判断した。

ソ 今回の開示請求については、これらの厳正な判断のもとに不開示決定をしたものであり、審査請求人は「虚偽公文書であることを隠蔽」や「重大明白な違法行為を隠蔽」等の主張をしているが、そのような主張は審査請求人の個人的な考えに過ぎず、県がそのような意図のもと不開示決定をした事実はない。

タ そもそも今回の対象公文書については、開示請求の以前から審査請求人は知人である原告を通して入手しているため、不開示決定してわざわざ隠す必要性もない。

チ なお、審査請求人は当審査請求を通して、土地改良事業西花岡地区に係る法手続の違法性等を主張しているが、この件については、平成〇年〇月〇日付け最高裁決定平成〇年（〇）第〇号において、換地処分を無効ならしめるものとは認められないことが確定したため、県としては、本件は既に解決済みであると考え。

ツ 今回の県の不開示決定と審査請求人が主張する土地改良事業西花岡地区に係る不平・不満とは関係のないものであり、今回の審査請求の理由とは直接なり得ないと考え

る。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年9月27日	諮問公第138号に係る諮問を受けた。
10月28日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
11月27日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月4日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
12月19日	口頭意見陳述を行った。
令和2年1月29日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおり、鹿児島県を被告とした行政処分取消請求事件の準備書面である。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象公文書が実施機関の主張する条例第7条第1号に該当するかどうか検討した上で、条例第10条に該当するかどうかについても検討する。

イ 民訴法に規定する訴訟記録の閲覧制度と情報公開制度について

訴訟記録の閲覧等については、民訴法第91条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定され、訴訟記録の閲覧の請求が認められている。

これは裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、裁判所の具体的判断の下に実施されているものであるが、同条第2項による公開禁止の措置及び同法第92条による秘密保護のための閲覧等の制限の措置が規定されており、何人も閲覧することができると定められていても、あらゆる場合に閲覧できるわけではない。

また、同法第91条第3項において、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と規定されており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等が認められていない。

一方で、条例に基づく情報公開制度は、「県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、

もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的とした制度として、条例に基づく開示請求権は何人にも認められるものであり、開示された公文書については、原則として写しの交付を求めることが可能である。

これら両制度の趣旨を鑑みるに、民訴法に基づく閲覧制度は、行政機関等の運営の透明性の確保と知る権利の保障のための情報公開制度とは、制度理念が異なるものと言わざるを得ず、情報公開制度が本来予定している情報の開示・不開示の判断基準とは異なる趣旨のものと考えられる。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

本件開示請求は、開示請求の内容に特定の個人氏名、事件番号及び事件名が記載されており、個人を特定した上でなされている。

特定の個人が特定の民事訴訟事件の当事者であるという情報は、当該特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 本号ただし書該当性

上記4(2)イのとおり、民訴法第91条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」とされているが、審査会において、裁判所に確認したところ、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票に事件番号及び当事者氏名等を記載して事

件を特定することが必要であるとのことであった。

このように、裁判所での訴訟記録の閲覧には訴訟記録の事件番号及び当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されていることなどから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解され、民法に基づき裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって直ちに、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは言えない。

また、審査請求人は上記2(3)カのとおり、当該事件が提起されていることは、刊行物に掲載されているため、個人情報には該当しない旨主張している。

審査会において確認したところ、確かに、刊行物に本件訴訟に係る判決が掲載されていることが認められたが、これは、全国の裁判所において言い渡される膨大な件数の判決等の中から、ごく少数の業務の参考になるものを選択して編纂したものであり、土地改良法の業務に直接携わる者を主な対象とし、その執務の参考に供することを目的としたものであって、当事者氏名等を一般に公にすること自体を目的としたものとは認められないことから、刊行物に当事者氏名等がそのまま掲載されているとしても、そのことをもって直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは言えない。

したがって、特定の個人が特定の民事訴訟事件の当事者であるという情報は、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

エ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

ケ 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

ク 条例第10条該当性

本件開示請求は、特定の個人氏名、事件番号及び事件名を明示した上で、特定の民事訴訟事件における準備書面の開示を求めるものであり、特定の個人が当該訴訟の当事者であるという事実の有無を明らかにするものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1号

に規定する個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否する決定をすべきであったところ、実施機関は、原処分において不開示決定を行っており、審査請求人の不利益に処分の変更を認めない行服法の趣旨からすると、本件対象公文書が開示されなかったという点において、実施機関の決定は、その結論において妥当である。

オ その他主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。